

第2期長野県地域福祉支援計画

(概要版)

2023年度～2027年度

長野県

1 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

長野県地域福祉支援計画は、社会状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にでも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策を示すものです。

計画の位置づけ

本計画は以下の位置づけとして策定しています。

- 社会福祉法第108条第1項に規定された都道府県地域福祉支援計画
- しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）を地域福祉の分野で具体化する計画

本計画は、本県の地域福祉の向上に資するため、県が行う施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携・協働を期待するものです。

計画の期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）

2 長野県の地域福祉を取り巻く現状

- 人口減少、高齢化、単身世帯の増加が進展
- 新型コロナウイルスの感染拡大
 - ・人権問題へ関心をもつ割合の高まり
 - ・地域活動の低下
 - ・生活困窮者の増加、顕在化
- 複合的課題（ひきこもり、医療的ケア児等）の顕在化

3 計画の基本理念・地域共生社会のイメージ・施策の視点

基本理念

ともに学び ともに創る 地域共生・信州

長野県が目指す地域共生社会のイメージ

お互いに関わり合いながら、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」(※)の社会

「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う社会

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

※ 福祉的なサービスが必要な人も、そうでない人も、多様な個性の人が、同じ地域の一員として生きていくというイメージ

施策の基本的視点

学びの推進

- 誰もがその人らしく生きるために、地域に生活する人々が、多様な個性を学ぶこと。
- 皆が地域づくりの主体として支え合うために、地域で営まれている様々な活動を学ぶこと。
- 地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、福祉に関する多様な担い手が必要なる知識を学ぶこと。

場づくり

- 誰もがその人らしく生きるために、地域の中の多様な居場所をつくること。
- 皆が地域づくりの主体として支え合うために、個性を生かせる活動の場をつくること。
- 地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、多様な担い手が地域福祉に参加し、専門的な相談支援の場をつくること。

4 地域共生社会創造に向けての施策の方向性

第1節 多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり

めざす姿 多様な個性の理解が進み、誰もが安心できる環境がある

- 1 多様性の学びと交流と対話の場づくり
 - 多様な個性やちがいがあつことを知り、交流し、対話することで、お互いを尊重し合えるように、学びと交流の場を作る取組を行います。
- 2 安心して暮らせる環境づくり
 - 地域住民が、人としての生きる権利や機会、その人らしい生活等の理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成について、支え合いの実践を行う中で学ぶことや、学習・周知の機会をつくる取組を行います。

第2節 多様な主体による支えあいのある地域づくり

めざす姿 多様な主体による活動を促進し、個性を生かした活躍の場がある

- 1 地域の支え合い促進のための人材育成
 - 住民の自発性を促し、住民に寄り添った地域づくりを進めていくことのできる人材育成のための取組を行います。
- 2 多様な主体の協働による活躍の場づくり
 - 多様な立場の主体が、地域づくりをともに学び、考え、取組を共有する場や仕組みをつくるとともに、就労や地域活動など、その人それぞれの個性や環境にあつた社会参加ができるような取組を行います。
- 3 支え合いのある地域の基盤づくり
 - 地域の中で社会参加の妨げとなつている障壁を取り除き、積極的な社会参加ができるよう、環境整備を促進するとともに、県民が互いに連携した地域づくりのための取組を行います。

第3節 様々な課題への重層的な支援体制づくり

めざす姿 専門性を生かしながら、多様な機関が協働した相談支援体制がある

- 1 専門人材の育成、福祉サービスの充実と質の向上
 - 多様なサービスの充実とともに、各専門機関同士が相談内容を引き継ぐ体制を整えるため、相談に携わつてきた職員等のそれぞれの専門性を高めつつ、責任を持って次の支援機関に対応を引き継ぐことのできる人材育成のための取組を行います。
- 2 多機関との連携によるワンストップの相談・支援体制づくり
 - 高齢、障がい、子どもといった福祉分野の専門性を活かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築した上で連携を図つていくことや、市町村における支援体制整備の取組や地域福祉計画策定に係る取組を行います。

5 市町村地域福祉計画の策定について

- 住民主体の地域共生社会づくりに向けて、市町村地域福祉計画の策定や改定を推進します。
- 計画策定にあたっては、策定ガイドラインを参考に計画づくりに住民の参加や医療や保健、教育、就労、住宅など、生活関連施策との連携を促進することも必要です。

6 推進体制

- 計画に位置つけた施策について、様々な機会を捉えて県民に周知を図るとともに、県民の幅広い理解と協力を得て着実に推進します。
- 計画の実効性を担保するため、部局横断した各施策の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。
- 計画の実行過程で、長野県の地域福祉を取り巻く情勢に、策定時の想定を大きく超えた変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2期長野県地域福祉支援計画

ともに学び ともに創る 地域共生・信州

長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話 026-235-7114 (直通)

F A X 026-235-7172

E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/>